

## ◆ 色彩の基準値及び推奨値

### ■ 基準値【行為の制限(色彩)】

表1.建築物の外観

| 色相  | R(赤)・YR(黄赤) | Y(黄)  | その他の色相 |
|-----|-------------|-------|--------|
| 基準値 | 彩度6以下       | 彩度6以下 | 彩度5以下  |

表2.工作物の外観

| 色相  | R(赤)・YR(黄赤) | Y(黄)  | その他の色相 |
|-----|-------------|-------|--------|
| 基準値 | 彩度6以下       | 彩度6以下 | 彩度5以下  |

※各表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。  
 ※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。  
 ※景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

### ■ 推奨値【景観形成基準(望ましい建築物の色彩)】

表3.望ましい建築物の色彩

| 色相  | R(赤)・YR(黄赤)      | Y(黄)             | その他の色相           |
|-----|------------------|------------------|------------------|
| 推奨値 | 彩度4以下<br>かつ明度7以上 | 彩度3以下<br>かつ明度7以上 | 彩度2以下<br>かつ明度7以上 |

※表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。  
 ※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

## ◆ 重点景観形成地区における届出について

地区内で下記の行為を行う場合は、規模に関わらず全て、工事等着手の30日前までに市長への届出が必要です。  
 (届出提出部数:1部)  
 なお、屋外広告物については、別途、宮崎市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となる場合があります。

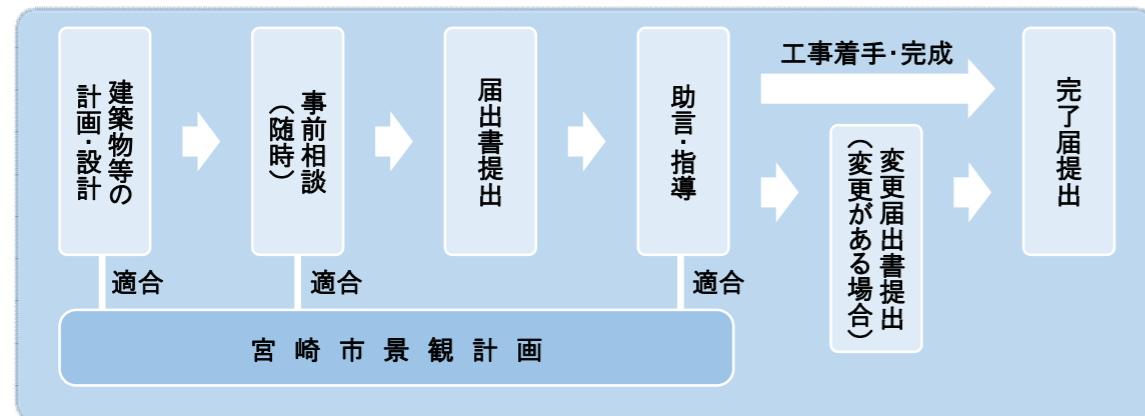
### ■ 届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(太陽光発電設備を設置する場合も含む)
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- 土地の形質の変更【(3)開発行為を除く。】
- 木竹の伐採又は植栽
- 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置(これらに係る増設、改造、移設又は色彩若しくは表示内容の変更を含む)

### ■ 届出の対象となる工作物(宮崎市景観規則第2条)

- 垣、さく、門、擁壁その他これらに類するもの
- 日よけ(支持物を含む。)
- 煙突及び排気塔
- コンクリート柱、鉄柱及び木柱
- 高架水槽
- 装飾塔、冷却塔その他これらに類するもの
- 立体駐車場(建築物に該当するものを除く。)
- ゴルフ練習場その他これに類するもの(建築物に該当するものを除く。)
- アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント
- 石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設
- メリーゴーランド、観覧車、コースターその他これらに類するもの
- 街灯その他これに類するもの
- 前各号に定めるもののほか、市長が指定するもの(景観形成推進地区として定める区域)

### ■ 届出の流れ

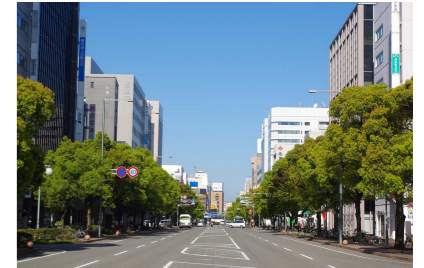


## 《高千穂通り地区》重点景観形成地区 宮崎市景観計画

### ◆ 景観形成方針及び区域

#### ■ 景観形成の基本目標

- 観光宮崎の陸の玄関口にふさわしい景観の形成
- 中心市街地として魅力ある都市空間の形成
- 身近で親しみのある美しいまちなみの形成



#### ■ 公共施設に係る景観形成に関する方針

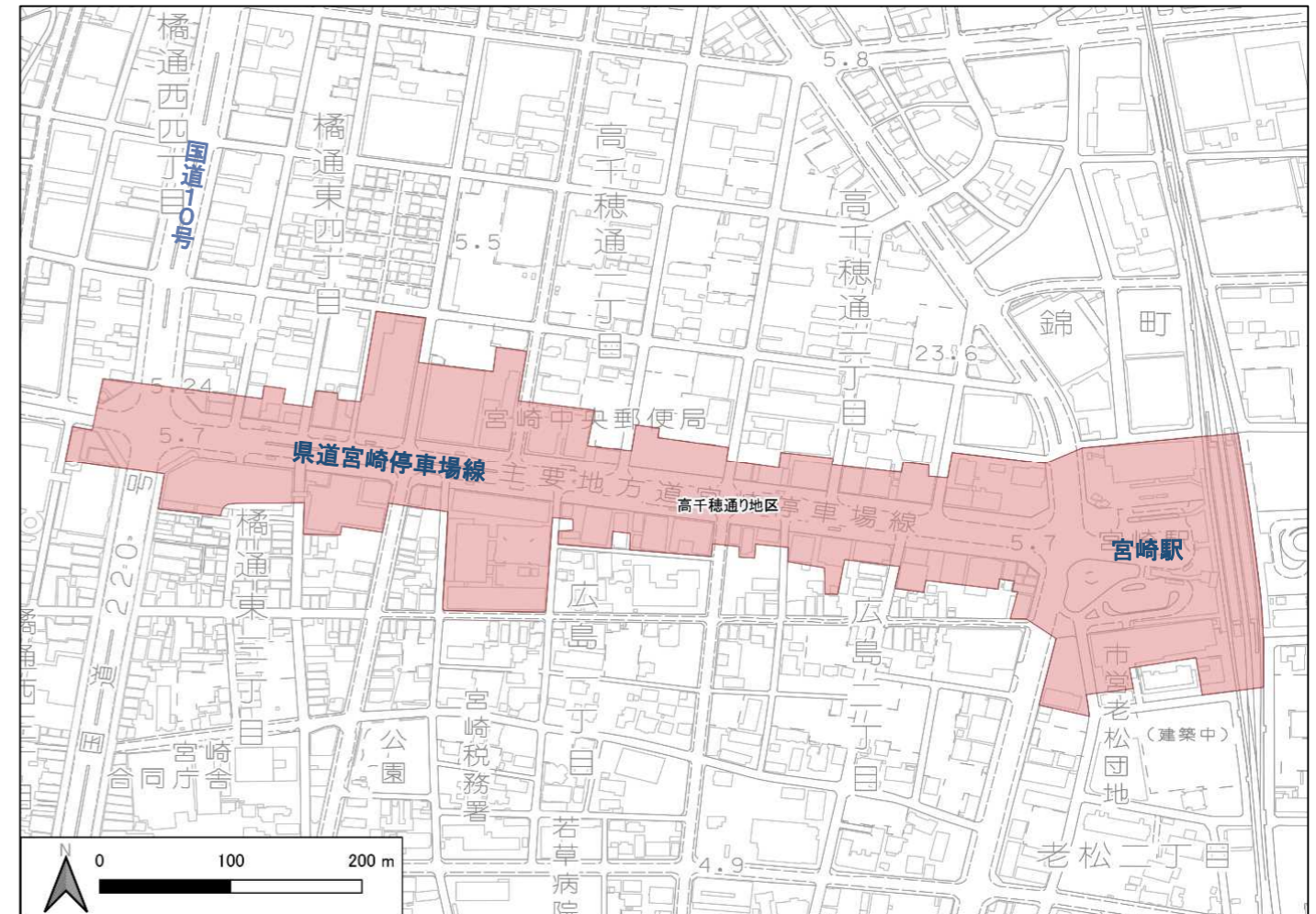
- 街路樹、植栽、噴水などシンボルロードに調和したアメニティあふれる道路景観と、安全で快適な歩行者空間を確保する。

#### ■ 整備方針

- 建築物のスカイラインを整え、都会的な沿道景観の形成を行う。
- 「にぎわい」「やすらぎ」「ときめき」など、人を引きつける表情豊かな景観の形成を行う。
- ライトアップや閉店後の照明等による「夜の景観」づくりを行う。
- 沿道に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出する。
- 既存建築物等については、より良い景観形成のため周辺への配慮を行い、維持管理を徹底し景観の向上に努める。



### ◆ 重点景観形成地区に定める土地の区域(高千穂通り地区)



※高千穂通りから容易に望見されることができない建築物の建築等及び工作物の建設等は届出及び勧告等の適用除外とする。

## ◆ 景観形成のための行為の制限に関する事項

### ■ 建築物に関する制限

| 項目              | 行為の制限  |
|-----------------|--|
| 建築物に設置する太陽光発電設備 | <p>※壁面及び屋根面に太陽光発電設備を設置する場合は建築物の一部とみなし、以下の制限を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光パネル(太陽電池モジュール)の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。</li> <li>●架台やモジュールのフレームの色はできるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</li> <li>●太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。</li> <li>●勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。</li> <li>●陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。</li> <li>●太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど修景を図ること。</li> </ul> |
|                 | <p style="text-align: center;">&lt; 勾配屋根の場合 &gt;                      &lt; 陸屋根の場合 &gt;</p> <p style="text-align: center;">配慮 ○                      配慮 ×                      配慮 ○                      配慮 ×</p>   |
| 色彩              | ●外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、表1の基準により制限を行うこととする。  |

### ■ 工作物に関する制限

| 項目      | 行為の制限   |
|---------|---|
| 高さ・形態   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路景観軸に位置づけられている道路(県道宮崎停車場線)の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく屋間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。</li> </ul> <p>※都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p> |
| 色彩      | ●外観の基調色(主に用いられる色彩)は、表2の基準により制限を行うこととする。   |
| 太陽光発電設備 | <p>●太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</p> <p>●太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。</p>                |
|         | 配慮事項  |

### ■ 開発行為等に関する制限

| 項目            | 行為の制限   |
|---------------|---|
| 開発行為・土地の形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。</li> <li>●擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。</li> </ul> |
| 木竹の伐採又は植栽     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。</li> <li>●植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。</li> </ul>                     |

## ◆ 景観形成のための配慮事項

### ■ 高千穂通り地区における配慮事項

| 項目   | 配慮事項  |  |
|------|---|--|
| 建築物等 | 規模  | ●建築物の高さについては、土地の有効利用、高度利用を図り既存の建築物と調和したスカイラインを形成するように配慮する。   |
|      | 壁面の位置   | ●建築物の壁面は、県道宮崎停車場線、市道錦町通線、市道宮崎駅東1号自転車歩行者道路、市道宮崎駅東4号自転車歩行者道路、宮崎駅西口駅前広場(以下「前面道路等」という。)に面して歩行者スペース、修景スペースを確保し、特に前面道路等とそれに接続する道路に面する角地の建築物にあつては、低層階にオープンスペースを設けて「ゆとり」ある空間を形成するよう配慮する。   |
|      | 色彩及び形態  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●周囲の景観との調和が得られる色彩とする。外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、表3の推奨値を参考とする。ただし、建築物の規模や機能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合などがあることから、色彩の選定にあたっては十分に検討する。</li> <li>●前面道路等に面する建築物の1階部分については、中心市街地にふさわしい表情を持った外観とすること。また、シャッターを設ける場合は、意匠に留意し「夜の景観」にも配慮したものとすること。</li> <li>●前面道路等に面する建築物の壁面に屋外設備類を設けてはならない。ただし、やむを得ない場合は、外壁と調和した部材で有効に遮蔽するか、外壁と調和した色彩とする。</li> <li>●前面道路等に面する壁面にバルコニー、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するように構造及び意匠を工夫する。</li> <li>●屋上に設ける屋外設備類は、路上から見えない位置に設置するか、外壁と調和した部材で有効に遮蔽する。</li> </ul> |
| 工作物  | ●工作物等の色彩、全面のデザイン等については、周囲の街並みとの調和に配慮する。   |  |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動販売機は、建築物内に収納するなど、設置個所に留意する。</li> <li>●前面道路等に面する部分に物品を集積、貯蔵してはならない。</li> <li>●工事中の仮囲いは、周囲の景観に配慮したものとすること。</li> </ul>                   |  |
| 広告物  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●広告物は、景観を阻害しないよう設置場所、形態等に留意し維持管理を徹底する。</li> <li>●商業目的で、常設の「旗・のぼり」を設けてはならない。</li> <li>●窓面広告(内側から掲出するものも含む。)は周囲の景観に配慮したものとすること。</li> </ul> |  |

中心市街地における美しい景観のイメージ

